

(案)

資料 3

令和 5 年 月 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県都市農業推進審議会

会長 安藤 光義

かながわ農業活性化指針の改定について（答申）

令和 4 年 7 月 22 日に諮問を受けた標記のことについて、次のとおり答申します。

(案)

神奈川県都市農業推進審議会（以下「当審議会」という。）では、令和4年7月に神奈川県知事から、神奈川県都市農業推進条例（以下、条例）第8条第3項に基づく、「かながわ農業活性化指針」（以下「指針」という。）の改定について諮詢を受けました。

「かながわ農業活性化指針」（以下、指針）の改定に当たっては、様々な見地からの意見を踏まえ、基本的な考え方と施策の方向等を審議してまいりました。今般、県が取りまとめた次期指針について、当審議会から意見を述べます。

1 結論

当審議会に示された「かながわ農業活性化指針」は、条例第8条第1項に規定する「都市農業の持続的な発展に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、都市農業の持続的な発展に関する指針」として、適切な内容であると認めます。

2 意見

農業者はもとより、県民に対し、指針の内容をわかりやすく周知するよう努め、農業者、国、市町村、関係団体と連携を図り、指針に沿った着実な事業の推進を求めます。

事業の実施状況や目標の達成状況等については、これまでどおり定期的に検証を行い、その結果を当審議会に報告し、意見を徴することを求めます。

また、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応など、農業を取り巻く情勢が大きく変化しており、現在、国では「食料・農業・農村基本法」の見直しを検討しています。県においては、国の状況等を把握し、県の施策に反映することを求めます。

以上